

令和 6 年第 1 回 神崎町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 3 月 5 日 (火曜日) 午前10時01分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (神崎町手数料条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議案第 2 号 神崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8 号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9 号 令和 5 年度神崎町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第12 議案第10号 令和 5 年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第13 議案第11号 令和 5 年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第14 議案第12号 令和 5 年度神崎町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第15 議案第13号 令和 6 年度神崎町一般会計予算
- 日程第16 議案第14号 令和 6 年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 令和 6 年度神崎町介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 令和 6 年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	池田	孝幸	君	2 番	鈴木	司	君
3 番	椿	浩一	君	4 番	大原	秀雄	君
5 番	高柳	智	君	6 番	荒井	葉一	君
7 番	鈴木	節子	君	8 番	石橋	伸一	君
9 番	高橋	正剛	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君																			
教	育	長	小川	泰求	君	総	務	課	長	廣瀬	裕	君											
総	務	課	企	画	財	政	担	当	課	長	池上	至人	君										
ま	ち	づ	く	り	課	長	石橋	正彦	君	町	民	課	長	澤田	達也	君							
保	健	福	祉	課	参	事	鈴木	信成	君	ま	ち	づ	く	り	課	主	幹	越川	勝也	君			
教	育	課	長	浅野	憲治	君	保	健	福	祉	課	長	石井	達矢	君	会	計	管	理	者	瀧川	美恵子	君

職務により出席した者

事 務 局 長 本宮 賢 君 書 記 花嶋 三永 君

◎開会の宣告

○議長（高柳 智君） おはようございます。令和6年第1回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦労様です。

3月1日に行われた議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から15日までの11日間とし、6日から13日までは休会とし、この間に各常任委員会で予算審査を行うこととなりました。議案審議では、議案第13号から議案第17号は、令和6年度予算ですので、一括議題といたします。議事運営につきまして、格別のご協力をお願いいたします。

（午前10時01分）

◎開議の宣告

○議長（高柳 智君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回神崎町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高柳 智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、8番 石橋 伸一議員、9番 高橋 正剛議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（高柳 智君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告

○議長（高柳 智君） ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、行政報告の申出を許します。

椿町長。

○神崎町長（椿 等君） まず、元日に発生いたしました能登半島地震により、犠牲となりました方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災されました全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

本日は、3月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

去る1月8日に、ふれあいプラザにおいて、神崎町消防団出初め式を執り行いました。出初め式では、颯爽とした団員皆様の有志に接することができ、誠に頼もしく、力強く感じたところであります。

当日は、成田市消防本部より、屈折はしご車も来場し、観閲では、消防団本部役員の指揮の下、ポンプ積載車のサイレンとともにはしごを伸長して、式典を盛り上げていました。

消防団本部をはじめ、関係者の皆様方のご協力に感謝申し上げます。

その前日、1月7日には、同じく神崎ふれあいプラザにおいて、二十歳を対象として、神崎町成人式を執り行いました。成人代表7人が神崎神社の神事に参加した後、文化ホールで行われた式典には、色とりどりの振り袖やスーツに身を包んだ、新しく20歳となった方々43人が出席し、成人代表、飯塚京介さんが声高らかに誓いの言葉を述べ、締めくくられました。

また、式典後の交歓会では、中学校時代の恩師を招き、一人一人が近況報告をするなど、笑顔が絶えない、楽しいひとときとなりました。

新成人の皆さんの輝かしい前途に幸多からんことを祈念するものであります。

さらに、2月23日には、30歳を迎えた神崎中学校卒業生が主体となって、神崎町30歳の成人式を開催いたしました。

当日は、26人の卒業生が出席し、中学時代の恩師を招いて、式典や交歓会行ったほか、子育て支援や移住・定住事業などの神崎町の取組を紹介し、神崎町の魅力を再認識してもらいました。

一方、新型コロナウイルスオミクロン株XBBに対応したワクチンの秋開始接種につきましては、昨年12月16日をもって集団接種を終了し、2,077人の方が接種を受けられました。

集団接種と医療機関での個別接種を合わせて、年末までにおよそ2,300人の接種実績を見込んでいます。

なお、3回以上のワクチン接種を済まされた方は、現在約4,600人、接種率は約80%となっております。

こうした中、国では、新型コロナの治療や医療提供体制に関する公費支援を3月末で終了し、4月から通常の医療体制に移行するという方針を打ち出しており、その動向を注視してまいります。

各種給付事業では、令和5年度分の住民税均等割非課税世帯へ1世帯3万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について、1月末までで474件、1,422万円、対象600世帯の給付を完了いたしました。

また、国がデフレ完全脱却を目的として、令和5年度分の住民税均等割非課税世帯等へ7万円の追加給付を行う電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付）では、プッシュ型支給の第1回目振込を1月29日に行い、その他の非課税世帯は、2月1日に確認書を発送いたしました。2月22日振込分までで432件、3,024万円の給付を完了いたしました。

さらに、国の制度として今年度から開始されました妊娠届時及び出生届出時にそれぞれ5万円を支給する出産・子育て応援給付金につきまして、現在までの執行状況は、妊娠届出時が27件、出生届出時が25件となっており、予算執行率は約87%となっております。

続きまして、神崎地域応援券の利用状況について報告いたします。

円安とウクライナ情勢の影響等による物価高騰の生活支援策として、1人当たり1万円の神崎地域応援券を町民全員の方にお配りし、1月末をもって利用期間が終了したところですが、応援券の利用状況は、中小加盟店専用券が96.5%、約2,720万円、

大型店・全加盟店共通券が98.5%、約2,780万円で、全体の換金率は97.5%、約5,500万円となりました。

9月議会において補正予算をご承認いただきました、高速バスPR広告事業について、令和6年2月に、高速バスのラッピングデザインが完成いたしました。デザインのコンセプトとして、発酵文化をめぐる旅をテーマに、神崎町の発酵名所やイベントの写真をベースとして制作いたしました。また、神崎町で推進している移住・定住支援事業や子育て支援事業の紹介もしています。

ラッピングした高速バスは、令和6年4月以降、高速バス銚子―東京線を運行する予定であります。

また、12月議会において補正予算をご承認いただきましたオーガニック推進事業に関しまして、去る2月29日に、関係機関及び関係する農業者にお集まりいただき、検討会を開催したところであります。

学校給食米の有機米使用をはじめとして、町内の有機作物栽培の推進と、付加価値をつけた農産物の販路拡大に向けた取組を進めるため、オーガニックビレッジ宣言を行う運びとなりました。

今後は、有機農業の規模拡大のため、外部講師を招いての技術指導や、マーケットの参加・情報収集による販路拡大を進めていく予定であります。

次に、道の駅関係ですが、国が実施している圏央道神崎パーキングエリアの整備につきまして、当初、令和6年度末の竣工を目途として整備が進められてまいりましたが、圏央道（千葉県区間）休憩施設調整会議の開催結果として公表された内容では、内回りパーキングが令和7年度中、外回りが令和7年から8年度中の竣工に見直しをされたところであります。

パーキングエリア竣工時期の見直しを受け、関係機関とも協議した結果、令和6年度に実施を予定していた道の駅本体施設の施工に関しましては、令和7年度に実施することとして、施工時期の見直しを行う運びとなりました。

なお、今年度から次年度に向けての工事は、造成工事や浄化槽整備工事のほか、建物新築に向けた準備工事を行っていく予定であります。

次に、道路改良事業関係、主要事業の町道3路線につきまして、成田神崎線は、本年度予定していた流末排水整備工事が既に完了し、盛土工事を現在、実施しているところであります。

また、神宿松崎線、毛成堀籠線につきましては、用地買収を進めており、用地進捗率は、神宿松崎線が93%、毛成堀籠線が91%となりました。

引き続き、地権者のご協力をいただきながら用地取得を進めるとともに、毛成堀籠線については、次年度より現場着手する予定であります。

最後に、3回目の開催となる神崎発酵マラソン大会は、定員を前回より100名増やし、2,100名のランナーのエントリーを予定し、今年も猫ひろしさんをゲストランナーに迎えて、5月19日に開催いたします。

昨年いただいた様々のご指摘を改善し、よりよい大会となるよう、鋭意準備を進めているところであります。また、昨年同様、町民の皆様、また町内各事業所及び各種団体の皆様、ボランティアの皆様の皆様のご支援、ご協力を賜りたく存じております。

結びに、今後とも、議員の皆様方のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（高柳 智君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。

9番 高橋正剛議員。

○9番（高橋 正剛君） 9番 高橋です。ただ今、議長の許可をいただきましたので、令和6年1月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会と、令和6年3月定例会報告を、朗読をもって報告いたします。

以下、香取広域市町村圏事務組合を「香取広域事務組合」と略して朗読いたします。

去る1月19日に、令和6年1月香取広域事務組合議会臨時会が、山田支所議場において開催されました。

当日の出席者は15名であり、定足数に達したので、会議は成立いたしました。

臨時会では、議案第1号から議案第2号を一括議題とし、管理者から提案理由の説明の後、採決に入り、いずれも原案のとおり可決されました。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 令和5年度香取広域事務組合一般会計補正予算（第2号）の案件は、歳入歳出予算、継続費及び地方債を補正するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,327万5,000円を減額し、補正後の総額を53億2,604万2,000円とするものであります。

継続費の補正は、佐原消防署小見川分署庁舎建設事業に係る建設単価の見直しに伴い、事業の総額及び年学割を変更するものであります。

地方債の補正は、消防施設整備事業債で、継続費の変更に伴い、限度額を減額いたしました。

それでは、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

4款、消防費では、消防施設費において、小見川分署庁舎建設事業における継続費

の年額割を変更したことに伴い、調査建設工事費など1,327万5,000円を減額いたしました。

対応する歳入につきましては、負担金及び組合債を減額いたしました。

議案第2号 監査委員の選任についての案件は、議員選出の監査委員に、東庄町議会議長、板寺正範氏を選任いたしたく、香取広域事務組規約第10条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についての案件は、消防車両がブロック塀に接触し損傷させた物損事故に係る損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、令和6年1月香取広域事務組議会臨時会の報告といたします。

続きまして、令和6年3月定例会。

去る2月16日に、令和6年3月香取広域事務組議会定例会が、山田支所議場において開催されました。

当日の出席者は14名であり、定足数に達したので、会議は成立いたしました。

定例会では、第1号議案から第10号議案を一括議題とし、管理者から提案理由の説明の後、採決に入り、いずれも原案のとおり可決されました。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 令和6年度香取広域事務組一般会計予算につきましては、物価高騰などの影響により、構成市町では極めて厳しい財政見通しの中、共同処理事務を堅実に遂行していくため、予算の編成に当たっては、事務事業の選択及び経費の縮減に努めるとともに、各施設等の適切な維持管理を行い、安定した業務運営を図る施策を講じることといたしました。

一般会計の総額は56億4,606万8,000円で、前年度に比べ3億1,454万3,000円、5.9%の増となっております。

それでは、歳入から御説明いたします。

1款の分担金及び負担金は、市町負担金が伊地山最終処分場費及び織幡最終処分場費に係る負担金の減少により、前年度に比べ2,505万2,000円、0.6%の減となっております。

2款、使用料及び手数料は、可燃ごみ処理手数料の減少等により、前年度に比べ1,410万4,000円、2.8%の減となっております。

3款の国庫支出金は、消防団設備整備費補助金の増により、前年度に比べ92万円増

となっております。

4 款、県支出金は、消防防災施設強化事業補助金の減により、前年度に比べ350万5,000円の減となっております。

8 款の組合債は、一般廃棄物処理事業債が減少しましたが、消防債が増加したことにより、前年度に比べ3億5,460万円の増となっております。

次に、歳出につきまして、ご説明いたします。

3 款の衛生費は、2 項2 目の伊地山可燃物処理施設費において、管理運營業務委託料及び施設定期整備工事費が増となっておりますが、5 目、伊地山最終処分場費及び6 目、織幡最終処分場費の工事請負費が大きく減少したことにより、前年度に比べ1億4,697万8,000円、5.6%の減となっております。

4 款、消防費は、3 項の消防施設費において、佐原消防署小見川分署庁舎建設工事及び指令センター共同運用経費負担金などが増加したことにより、前年度に比べ4億8,387万1,000円、20.3%の増となっております。

5 款の公債費は、伊地山可燃物処理施設大規模改修事業に係る償還が終了したことなどにより、前年度に比べ2,301万5,000円、9.9%の減となっております。

議案第2号 令和5年度香取広域事務組合一般会計補正予算（第3号）の案件は、歳入歳出予算の債務負担行為及び地方債を補正するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,337万8,000円を減額し、予算の総額を52億9,266万4,000円とするものであります。

債務負担行為の補正は、伊地山クリーンセンター焼却施設定期整備補修工事を追加いたしました。

地方債の補正は、一般廃棄物処理事業及び消防施設費整備事業の事業費の確定に伴い、限度額を減額いたしました。

歳出予算の補正は、3 款2 項清掃費において、織幡最終処分場の最終覆土工事の事業が確定したことにより、減額いたしました。

4 款、消防費では、2 項、非常備消防費及び3 項、消防施設費において、消防ポンプ自動車購入費など、事業費が確定したことにより減額いたしました。

歳入につきましては、前年度余剰金の精算や、事業費の確定に伴い、県補助金及び繰越金を追加し、負担金、国庫補助金、雑入及び組合債を減額いたしました。

議案第3号から第8号の案件は、いずれも例規の正確性を維持し、構成市町の例規との整合性を図り、実務の円滑な運営を促進するため、例規の全体見直しを行い、関係条例を改正するものであります。

議案第3号から第8号までは、全て香取市の条例の例規を準用する改正を行うものでありますので、議員各位にご確認をお願いいたします。

議案第9号 香取広域事務組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての案件は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に変更されたことに伴い、業務の特殊性がなくなったことから、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 香取広域事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についての案件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、貯蔵所の設置許可申請に係る手数料の標準額の一部を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

以上、令和6年3月香取広域事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長（高柳 智君） 続いて、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告を許します。

8番 石橋伸一議員。

○8番（石橋 伸一君） 8番 石橋です。議長の許可をいただきましたので、令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告書の朗読をもって、議会報告といたしたいと思います。

去る2月9日に、令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）議会定例会が、TKPガーデンシティ千葉において開催されました。

定例会では、広域連合議会会議規則の一部改正に伴う発議案が1議案、条例の一部改正が4議案、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算、令和6年度一般会計及び特別会計当初予算の計9議案が審議され、全て原案のとおり可決されました。

一般質問では、3名の議員から、高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）などについて、質問がありました。

以下、議案について概要を説明いたします。

発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、全員協議会を議会規則に規定し、公務と定め、報酬及び費用弁償を支給するほか、委員会提出議案の撤回または訂正の請求方法を規定するものです。

議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、千葉県人事院勧告の内容を踏まえ、非常勤職員及び会計年度任用職員の給与について、条例の一部を改正するものです。

議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の改正により、会

計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給が可能となり、千葉県人事院勧告の内容を踏まえ、手当を支給するよう条例の一部を改正するものです。

議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、実態に即した旅費制度の運用を図るため、条例の一部を改正するものです。

議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年度及び7年度の保険料率を改正するほか、医療保険制度の改正に伴う規定の整備のため、条例の一部を改正するものです。

議案第5号 令和5年度広域連合一般会計補正予算（第2号）は、予算総額30億6,112万4,000円から、1億2,689万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ29億3,423万円とするものです。

主な内容は、歳入については、財政調整基金繰入金の増額や、民生費等の減による市町村負担金の減額、歳出については、職員人件費及び老人福祉費の減額です。

議案第6号 令和5年度広域連合特別会計補正予算（第2号）は、予算現額7,513億1,497万4,000円に、54億7,824万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7,567億9,322万2,000円とするものです。

主な内容は、歳入については、療養給付費等の増に伴う国・県支出金の増額や、支払基金交付金の増額でなどです。

歳出については、高額療養費等の増に伴う保険給付費の増額などです。

議案第7号 令和6年度広域連合一般会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ33億4,529万5,000円とするものです。

主な内容は、市町村負担金を主な歳入とし、広域連合の運営に必要な基本的経費である一般事務費、職員人件費及び議会費などを主な歳出として計上しています。

特別会計への繰出金の増などにより、前年比3億3,289万円の増額となっています。

議案第8号 令和6年度広域連合特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ7,762億7,603万4,000円とするものです。

市町村負担金のほか、国庫支出金や支払基金交付金などを主な歳入投資、保険給付費や保健事業費を主な歳出として計上しています。

新たに出産育児一時金に要する費用の一部を後期高齢者医療制度で支援するため、出産育児支援金を計上するほか、被保険の増加による医療給付費の増などにより、前年比316億5,363万5,000円の増額となっております。

以上、令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告といたします

す。

◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町手数料条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、承認を求めるものであります。

これは戸籍法の一部を改正する法律が去る3月1日に施行されたことに伴い、本条例を3月1日から施行する必要があったため、専決処分をしたものであります。

主な改正内容については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められている手数料の標準額の見直しが行われ、戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行による改正後の戸籍法に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた、所要の規定の整備を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 専決処分に関する件なんですけど、専決処分は大変、重い決断だと思います。つきましては、この条例の変更は、たしか令和元年の5月24日に成立している案件だろうと理解しております。

つきましては、かなりの時間がたっておると思いますが、その経緯を説明していただきたいと思います。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 池田議員のご質問にお答えいたします。

今回の戸籍法の一部改正ということなんですけれども、池田議員おっしゃるとおり、法律の改正については令和元年に決定ということになっておりますが、こちらの内容

が閣議で決定されるようになるんですけども、そちらの閣議決定が、今回は令和5年の12月に閣議決定を受けたものでございます。

その後に、こちらの町の条例の改正ということになりますので、今回、12月の定例議会のほうには間に合わなかったので、今回は専決処分という形を取らせていただきました。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 池田議員の質問と大体同じですが、町長のこの専決処分というのは、臨時議会を開くいとまがなかった。それで2月15日に、3月1日施行だから専決処分をしたと。

澤田課長の今の答弁では、令和5年の12月施行だと言いましたが、12月の定例議会は10日前後だったと私は思います。その後に閣議決定だったんですか。12月の定例議会には間に合わなかったですか。

いずれにしろ、専決処分というのは、これで手数料条例で臨時議会を開くのも私もどうかとは思いますが、あまり芳しくないとは思いますが、3か月に1回の定例議会があるわけなんです。それに何とか間に合わせるようにはやっているんですが、12月の閣議決定ですが、12月の定例議会には間に合わなかったのか、それだけ聞きます。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 寶田議員の質問にお答えいたします。

確かに今回、閣議決定が実際されましたのは、12月1日でございました。ただし今回、12月の定例議会までに資料の作成等、申し訳ございません、間に合いませんでしたので、今回このような形で専決処分という形を取らせていただきました。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 事務的手続で、閣議決定が12月1日、それまでには12月の定例議会の議案は配付してあって、事務的には無理だったかとは思いますが、やればできるんじゃないかなと私は思います。今後は専決処分はあまり使わないように、3か月に1回の定例議会に合うような形でお願いします。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町手数料条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は承認されました。

◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第4 議案第2号 神崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 神崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例中の条番号及び引用条文を改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） マイナンバーカードの普及率、町は今、何%ぐらいになっているのか、お願いいたします。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 池田議員の質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの神崎町の交付率、交付状況でございますが、現在まとめてあ

るのが、1月の末現在で4,342枚、率にしますと75.4%の交付状況でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） いわゆる交付を、実際の人口は、私が調べた中でいくと、これは令和4年度の中でいくと、人口が5,889に対して、交付の数が2,404名、40.8%というふうに厚生労働省のほうで発表がありますが、その差異というのは、どんなふうな形で考えたらよろしいでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 池田議員のご質問にお答えいたします。

今おっしゃった人口のほうが、私のほうの今持っているところと……、申し訳ありません、そちらの資料はどちらからの資料になるのでしょうか。申し訳ございません。

○議長（高柳 智君） 1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 確認したのは、厚労省のマイナンバーカード、市区町村のいわゆる数字でありまして、これは令和4年度の5月1日現在の数値を基に今、お話しさせていただいております。

それで、70%を超えているような数字とあまりにも差があり過ぎると感じまして、改めて質問させていただいております。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） ご質問にお答えいたします。

今、池田議員おっしゃられた令和4年5月現在の数字と、今回75.4%という交付率の状況がかけ離れているというご質問だと思うんですけども、令和4年5月からここまで、約2年まではいかないですけども、ありますけれども、その間に、今言った件数として、4,342枚、神崎町で交付をしている、発行しているという状況でございますので、今も日々、休日交付等、また対応しながら、マイナンバーカードの普及に課のほうで尽力しておりますので、この1年半の間に、それだけ交付率が伸びているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 神崎町

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第5 議案第3号 神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

乳幼児健診に伴う医師の報酬は、香取郡市医師会の協力のもと、香取郡市では日額2万3,100円で引き受けていただいております。

令和5年10月に行われた香取郡市医師会との意見交換会において、提示金額に関する指摘があり、同じく香取郡市医師会と契約する香取市及び東庄町と協議した結果、日額3万円と査定されたため、神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） ちょっと確認なんですが、香取郡医師会、これはどのぐらいの病院数が加盟されているのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石井保健福祉課長。

○保健福祉課長（石井 達矢君） 香取郡市医師会ということで、香取郡及び香取市内

の医師の団体でございます。医療機関及び医師の会員数に関するご質問ですが、現在、手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 大した問題ではないんですけども、この議案には「香取郡医師会」と書いてありますが、今、執行部の、町長も含めてなんですが、「香取郡市」と言われているんですが、どちらが正しいんですか。

○議長（高柳 智君） 石井保健福祉課長。

○保健福祉課長（石井 達矢君） 「香取郡市医師会」でございます。（「じゃあ、これは間違いと」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 資料ですよ。議案ではないですから訂正はないと思います。資料の訂正ですね。

ほかに。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 参考資料の10ページ、提案理由でこれは町長、読むのかなと思ったんですけども、あれですが、全文読みますが、「乳幼児健診に伴う医師の報酬は、香取郡市医師会の協力の下、香取郡市では月額2万3,000円で引き受けていましたが、令和5年10月に行われた医師会との意見交換において」、これが問題です。いいですか、「常識ある金額の提示を考慮いただきたいとの指摘があり」、それで3万円にしたというわけですが、この「常識ある」、この部分が私どうしても全協のときから引っかかっていたんですが、「常識ある金額の提示」といいますが、2万3,000円だか、これは常識より低いから3万円だということだとは思いますが、常識ある金額というのはどういうことですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） あくまでもこちらにつきましては、香取市のほうから頂いた資料を基にして作成したものでございます。医師からの発言の内容をそのまま記載させていただいておりますので、「常識」についても、それぞれ個人の考え方というようなことでご承知おきいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 確認なんですが、該当するのは、本町では神崎クリニックでよろしいのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

神崎クリニックの医師についても、香取郡市の医師会に加入されていると伺っております。

ただ、現在、乳幼児の健診等につきましては、別の香取市内の先生が担当されており、神崎クリニックの先生はこの健診には携わっていないということでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第6 議案第4号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったため、該当部分を改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

7 番 鈴木議員。

○7 番（鈴木 節子君） 会計年度任用職員にも勤勉手当が支給されることになったのは喜ばしいことなのですが、そのために、それまで期末手当を増額していたからといって、それを減らすのはどうなのでしょう。

今後、新しく手当をつける際には、それぞれの手当は独立して支給してほしいと思います。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

今回、議員おっしゃるとおり、勤勉手当、支給がされるということで、それに伴いまして、支給月の額も変更されたところでございます。

こちらにつきましては、一般の職員の支給月を参考に、会計年度任用職員の方に対しても同等のものを支給するという一方で、あくまでも一般の職員との均衡を図るということで、今回それまで若干高かったものを減額させていただくことといたしました。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） 1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 改正後、勤勉手当が支給されるという方向で今、話を進めていると思うんですが、これはどんな基準で査定されるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 今回、勤勉手当支給ということで、こちらにつきましては、期末手当と勤勉手当、民間でいいますとボーナスに当たるものと考えていただければと思います。

期末手当につきましては、支給金額は、基本給に各種手当を含めた賃金月額に対しまして数か月分を支給するものでございます。

今回の勤勉手当につきましては、業績成績への報酬が目的ということで、その職員の勤務状況、勤務成績によって変動するという一方で、これは町のほうでも人事評価を行って、それに基づいて支給するというようなことでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 業績、今おっしゃっていましたが、これはどんな……、数字

で推しはかるものですか。それとも感情的なもので、業績を推しはかるものか、教えてください。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

こちらにつきましては、一般の職員と同様に、人事評価制度に基づきまして、日頃からその職員の職務行動等を記録しながら面接等を行って、最終的には、一般職につきましては数字的なもので判断するというような形になっております。

○議長（高柳 智君） ほかにございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 現在、神崎町の会計年度任用職員は何名くらいいるわけなんですか。それと一般職がどのくらいか。

それで、会計年度任用職員のボーナス、一般でいうボーナスは上がるというんですが、影響額はどのくらいか。

3点。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

一般職員につきましては、介護職等を含めまして82名、会計年度任用職員につきましても82名となっております。

ご質問の影響額につきましては、おおよそ1,700万円を想定しております。

対象としましては、先ほど申し上げました82名の中で勤務手当、支給になる方、勤務時間等の内容によって、支給にならない方もいらっしゃいますので、約52名ほどが対象となると考えております。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 1,700万、影響額、これが上がるというわけですが、これは近隣の町村の会計年度任用職員も同じようなのに上がるようなあれですか。要するに常識ある金額の提示ですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

今回の会計年度任用職員の方に対する勤勉手当の支給につきましては、県内全ての自治体で実施されると伺っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第4号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第7 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律、令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったため、該当部分を改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第8 議案第6号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月26日に公布されたことにより、神崎町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容については、後期高齢者支援金分の賦課限度額の引上げと、低所得者に対する軽減判定基準の引上げをするもので、令和6年4月1日から施行されます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） この賦課限度額の引上げにより、令和6年度からの国保税が値上げされるというおそれはないのでしょうか。

ある調査によると、千葉県54市町村のうち、53の自治体が値上げを予定しているとか、値上げをしないのは1自治体だけだという話なんですけど、神崎町はどうなんですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

今回この条例の改正によりまして、後期高齢者支援金の賦課限度額が上昇いたします。現在の試算で、見込みとしては、全額が4万円程度、2世帯の方が対象になってくるという試算を行っておりますが、その他の税率等に関しては現在、変更の予定はございませんので、影響額としてはこの増額分ということで考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） そうしますと、令和6年度の国保税値上げは、今後ないというのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

令和6年度に関しましては、今の税率のままで課税を行う予定でございます。
以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第6号 神崎町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高柳 智君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第9 議案第7号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成
に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する
条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴
い、条番号が変更となるため、本条例中の引用条文を改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第7号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第10 議案第8号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第8号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

介護保険法及び介護保険法施行令により、市町村は3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、介護保険サービスの必要量を見込むこととされており、その事業に要する費用に充てるため、保険料を徴することとなっております。

本案は、第9期となる令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険による給付総額を見込んだ結果、介護保険料基準額を現行の年額6万6,000円から年額7万8,000円に改定を行うものであります。

また、介護保険法施行令の改正に伴い、保険料の所得段階区分を、現行の9段階から13段階に改定いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） この資料を見ると、介護保険9段階から13段階まで増やしたというのは、どういう理由でしょうか。

○議長（高柳 智君） 石井保健福祉課長。

○保健福祉課長（石井 達矢君） 介護保険法施行令が標準段階 9 段階から13段階に変更されたということで、より細分化して、所得の低い方には手厚くというか、金額を低く、高い方には負担をしていただくということで、段階が細分化されたということでございます。

○議長（高柳 智君） 7 番 鈴木議員。

○7 番（鈴木 節子君） そうしますと、所得の低い方にはいいんだと思うんですけども、標準世帯のところは、大分金額が増えているような気がしますけど。

○議長（高柳 智君） 石井保健福祉課長。

○保健福祉課長（石井 達矢君） この先 3 年間の介護保険事業計画において、今後の介護サービスの必要な支給量を見込んだところ、介護保険のサービス費が伸びるということで、それに見合った保険料を算定して、このような結果になったということでございます。

○議長（高柳 智君） 7 番 鈴木議員。

○7 番（鈴木 節子君） 今後、介護は増えるということで、そのように値段が上がっていくのは致し方ない面もあるのかもしれないんですけど、それをきちんと町民の方が出して、生活のほうがちゃんとやっていけるというようなところの、そういう調査はしてあるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石井保健福祉課長。

○保健福祉課長（石井 達矢君） 調査というのは特に行っておりませんが、広報等で、介護保険料についてご理解いただけるように、今後とも周知活動、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第 8 号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高柳 智君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第11 議案第 9 号 令和 5 年度神崎町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第 9 号 令和 5 年度神崎町一般会計補正予算（第 7 号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億730万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,000万円とするものであります。

この補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものとして、1 款、町税が合計で2,799万円の増、11款、地方交付税 2 億729万1,000円の増、15款、国庫支出金では、事業費の確定等に伴い5,852万1,000円の減、19款、繰入金では、現時点での歳入歳出の実績を踏まえ、財政調整基金繰入金などを 3 億907万9,000円減額いたしました。20款、繰越金では、前年度繰越金1,486 万円を計上いたします。

歳出の主なものは、2 款、総務費では、減債基金積立金1,013万8,000円のほか、公共施設整備基金に4,932万6,000円の積立金を計上いたしました。3 款、民生費では、物価高騰対応重点支援給付金給付事業として、住民税均等割のみ課税世帯へ10万円給付を行うため、1,573万円を計上、また、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の18歳以下の子ども 1 人につき 5 万円を給付するため、642万円を計上いたしました。8 款、土木費では、町道新設改良事業として、1 億1,515万1,000円の減額をしております。

その他の補正につきましては、事業費の確定などに伴う減額、育児休業等による人件費の減額が主な内容となっております。

また、町道成田神崎線道路整備事業など 7 事業につきまして、年度内の完了が見込めないことにより、繰越明許費を設定いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） 7 ページ、第 3 表、繰越明許費について質問いたします。

繰越明許費は、予算の効率を図るために、繰越明許費というものはやむを得ず認められているものですが、この表を見ますと、土木費、町道成田神崎線道路整備事業以外は、これは翌年に繰り越してもなくなるといいますか、全部支払いが完了するものだと思いますが、毎年、この町道成田神崎線は繰越明許ということになっています。

これも今後、いろいろな説明の中では繰り越されていくような状況だと思いますが、その場合には、繰越し明許ではなく、逡次繰越と。逡次繰越は、その事業の実施期間内であれば、最終年度まで何年でも繰り越すことができるというふうになっていますので、これは繰越明許、繰越明許で、毎年繰越明許ですけど、これは違うんじゃないですか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

今ご指摘いただきました逡次繰越であります。継続費を設定した際に、継続費に対して、継続費の逡次繰越ができるということになっております。

今現在は、成田神崎線につきましては、一般会計予算、継続費は組んでおりませんので、予算書といたしましては、繰越明許という形の繰越しになります。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 関連して、繰越明許費、この土木費の件なんですが、現況、どのぐらいの完成度を持って、あるいは進行の状況が説明されていませんけれども、実際には今、何%ぐらいの進行の状況でしょうか。

ご説明願います。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

こちらは、道路工事事業全体というような考え方でよろしいでしょうか。

お答えいたします。

これは金額ベースのところではあるんですけども、今のところ、令和4年のところで、実績値2億6,300万、全体工事費を8億6,000万で見込んでおりますので、30.56%の進捗というような状況になってきております。今年度でもう少し上がっていくような状態にはなっていきますけれども、現在の進捗は、今お話ししたような状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） これは12月の議会の中でも質問させていただきましたが、明快な回答がなかった部分ですけれども、いつまでにこの事業は終了する、そして、どのぐらいの総予算がかかるのか。先般のお話ですと、8億6,000万の予算をもってというふうな話がありましたけれども、実質上、その辺をきちっと精査して、また報告をいただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

事業自体は、何年にという部分については、先ほど逡巡繰越のお話もございましたけれども、時間を要しますけれども、よく精査させていただくというようなことにはなろうかと思うんですが、事業とすれば、令和5年度以降ですと、約6億円を見込んでいるというような状態ですので、全体とすれば、事業費ベースでは残っているような状態です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 今年度というんですか、5年度も1億数千万の予算をもってこの事業に当たっていると理解しております。また令和6年度につきましても、やっぱり1億を超えるぐらいの金額がかかるのではないかとおもいますので、いつまでにこれを完成させるので、このぐらいの金額という、そういう工程表的なものは出すことは可能でしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

今現在の時点でというのは、手元といいますか、精査をする必要がございますので、そちらにつきましては、今後、内部でもよく協議をさせていただいて、見込みをつけられるように、何らかの形で工程的なものというのをお示しできるように進められればと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 6 番 荒井議員。

○6 番（荒井 葉一君） 消防費のことでお尋ねいたします。

常備消防事業で、委託料が1名増で845万6,000円となっていますけど、この辺の説明をよろしく願いいたします。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 荒井議員の質問にお答えいたします。

常備消防の委託料が増額になった理由といたしましては、人件費の増ということになっております。

当初予算におきましては、下総分署の人員を21名で計上しておりましたが、通常の22名に戻したという形になりましたので、それとともに各種手当の増額等を見込みまして、この845万6,000円の増となっております。

なお、積算方法であります。給与増額分を成田市の下総地区と神崎町の人口案分で計算し、神崎分を今回、予算計上しております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） またこの成田神崎線の繰越しの件ですが、今、池上担当課長から、継続費の設定をすれば逡次繰越が可能だということなんですけども、まず設定する考えはあるのかということと、今、資材費、人件費、どんどんいろんな工事費が上昇しております。今までも相当、金額をつぎ込んでいいと思うんですが、この継続繰越をしていくことによって、その年度で幾ら使われているか、幾ら今度、足らなくなるのかということがはっきり分かってくると思いますので、ぜひそこは、その数字も分かるためにも、この事業に幾らかかっているんだろう、何年かかかっているんだろうということが一目で分かるような方法を取ってもらいたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

先ほどの池田議員のご質問とも関連する部分かと思えます。継続費を組むことによって、何年に終わりますというようなめどというものをつけてというような全体事業が見えるようになると思えますので、こちらにつきましては、お時間はいただくようにはなりますけれども、よく精査をして進められればと考えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） いっぱい質問があつて、12時までには終わらないかもしれないけれども、今せつかくですから、成田神崎線からいきます。

まず、繰越明許費、これは次年度で使うということだから、逡次繰越は質が違ふと

ということで、町道成田神崎線の繰越明許費5,700万は、次年度ではすぐ使わなきゃしょうがないですから、この説明と、まず今回の全体の一般会計の補正、年間の35億の予算の中で、約1億700万が、年度末だから減額ですが、その大半が町道3路線で、公共事業、これは公共というのは国庫事業の助成金で9,200万、単独で町のが2,200万。これは繰越しができないから減額で流しちゃったということですが、そもそもこれ、毎年のように、まず繰越明許のほうの説明を聞きます。5,700万。

それとこの9,200万と2億2,000万、全体の1億の減額は、大体これに入っているわけなんです。しかも公有財産購入費で、用地購入費、成田神崎線、神宿松崎線、毛成堀籠線、毛成堀籠線と神宿松崎線はさほどじゃないけども、2,200万の成田神崎線の用地購入費が、今年もできなかった。それと成田神崎線の大きいので四千四百何万、工事請負、移転工事費、これは農村館、消防庫、民間のが1件あります。それが、移転地が買えないためだとは思いますが、これをいつまでもやっていてもしようがないから、道路の路線を変えるわけじゃないですから、移転先を今度、変えたらという、そういう案もあるのではないですか。

それと、全協でもありましたが、お金の問題もあるんじゃないか。単価が安いんじゃないか。札束がどうこうだ何とかは、また注意されるから本会議では言わないけども、それは出ています。圏央道ではそういうことはないわけですよ。単価が違うからじゃないですか。

取りあえずこれから聞きます。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

まず、繰越明許費の部分ですけれども、5,742万円を繰越明許させていただいております。

こちらにつきましては、今現在、行っております工事の成田神崎線の盛土工事、こちらの工事の前払い金を除いた金額を繰越しをしているようなところです。ですので、今年度中に成田神崎線の盛土工事が終わりますと、もう少し実際、繰越額というのは落ちていくかと思うんですけれども、こちらの金額につきましては、次年度も引き続き盛土工事を行います。延長として、230メートル、約1万立米の盛土工事に充てる計画となっております。

続きまして、用地の取得であるとか移転補償の関係で、移転先を変えてはというようなご質問というようなことでよろしいでしょうか。

植房農村館の移転であるとか、実際そのおうちの移転というものもあるわけですが、

移転しますと、現段階、植房農村館ですと、神社庁であるとか、また地区との協議、税務署協議といったものも関わってきますけれども、そちらの費用というものが、やはり見直していきますと、かかるというところがございます。

ですので、移転先を変えるというところにつきましては、今現在は用地の交渉を粘り強くさせていただきたいというお答えにはさせていただきたいと思うんですが、移転先そのものを変えるというところについては、いろいろな状況を鑑みながら、それは検討していく一つかなとは思いますが、ただ、今現在は用地をそのまま粘り強く交渉させていただきたいという回答です。

以上です。（「単価」と呼ぶ者の声あり）

こちらの用地の取得の単価そのものを申し上げるというのは適切ではないんですが、確かに国の単価等と比べますと、安価になってまいりますが、ケース・バイ・ケースでその単価を変えるということはできませんので、鑑定により算出された単価、こちらをもって交渉を続けていくというようなことにはなりません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） いいです。町道3路線はこれで終わりにします。一般質問でも、毛成線で通告はしておりますから。

継続費補正について、道の駅のことです。これは本当に逡次繰越だということで、1年延びるからということで、このような繰越し、道の駅の増幅に関しての予算ですが、令和7年までにこれをやると。

これは当初、最初は、補正前は両方足して14億くらいになりましたよね。今度、補正後になってきたら、16億くらいになっちゃう。2億が増えたような感じになるわけですか。これは1つ、石橋課長にこれだけ取りあえず質問を出しておきますからね。

それから今度、20ページ、令和5年は、町長・町議会議員の選挙がありました。それで、神崎町議会議員・町長選挙の執行事業で、減額補正で780万も残った。これはどういうあれなんですか。

それと、金額的には大したあれじゃないですが、これは教育関係だね。22ページ、発酵スポーツフェア事業。町民運動会に代わって、これを令和5年度にやるということでしたが、雨で中止になった。これで100万、これも減額ですが、これは令和6年度の当初予算を私、見ていたんですが、令和6年度には、また町民運動会に代わる発酵フェスタ、この事業はやるわけなんですか。

それともう一つ、大した金額ではありませんが、野球場の整備。私は一般質問で、

こんな金額じゃとてもじゃない、当初でいっぱい来ることはないけども、これも減額。16万ですか。これも減額してあります。これで教育関係2点。

それと、これは商工ですが、3月17日に蔵まつりをやります。27ページ。もうじき蔵まつりなのに、ここで補正53万というのは、当初で取っておいたので足らなかったから、あと1週間、10日後に、いわゆる蔵まつりの補正をここでやるわけなんですか。何点か質問しました。これで全部。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） では、まちづくり課の関連につきまして、お答えいたします。順番じゃなくてもよろしいですよ。蔵まつりも一緒に。

まず、6ページにあります継続費の関係ですけれども、今年度の当初で、實田議員おっしゃるとおり約14億円の予算措置を、今年度6年度の継続費ということで設定させていただいたところです。

補正後ということでもありますけれども、16億3,000万ということで、約2億円、2億3,000万、全体で上がっているような状態です。物価高騰もございます。また、補正前の時点では、設計の積み上げもできていないような状態の概算の部分もございましたので、積み上げ、行い直しますと、16億3,000万という額で継続費を組ませていただいたところです。

続きまして、酒蔵まつりの関係です。27ページになってまいりますけれども、酒蔵まつりの実行委員会に、補助金という形で交付して、警備の委託料、またトイレの賃借料、あとシャトルバスの運行といったようなところの経費を支弁しております。

これは実際、5年ぶりに実施ということで、予算としては、言ってみますと5年前から同じ額をずっと据え置いていた状態です。改めて見積りを取りまして、契約という段になった際に、金額、ここのところの人件費の上昇であるとか、物価の上昇といったことが反映されて、予算の不足が見込まれるということで、補正予算、計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、私のほうからは、選挙の費用についてお答えさせていただきます。

神崎町の補正予算書の20ページになりますが、町議会選挙、町長選挙の787万7,000円の減額の理由であります。大きなところは、選挙公営の負担金が大きな理由であります。

今回の選挙から、公職選挙法が変わりまして、選挙公営制度が町の選挙にも導入されました。その改正後、初めての選挙ということで予算計上したわけですが、ポスター代、ビラ印刷代、選挙車両代、運転手借上げ代、あと燃料代等、この費用を全員が満額利用した数字を当初予算、計上いたしました。623万3,000円を計上したんですが、実際の支出は79万3,935円ということで、その差額が執行残として残ったわけであります。ポスターも、実際の利用の方が9名、ビラの印刷代が2名、選挙車両が3名、運転手が2名、燃料を利用された方が2名ということで、この辺が大きな減額の理由となっております。

今回は、初めての選挙で満額を計上したんですけれども、次回の選挙はもう少し何割掛けという形で予算計上をしたほうがいいのかという考えを持っております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野 憲治君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

まず、32ページですが、発酵スポーツフェスタ、減額補正ということで、次年度はというご質問です。

以前、説明いたしました、やはり同種の内容ではどうしても人が集まらないというのが分かりましたので、次年度については、また当初予算の計上計画ですが、ウォークラリー、町内を自由にとというか、決められたコースを歩いていただいて競う、ウォークラリーと申しますが、そういったものを考案中であります。

それと、野球場の減額なんです、1つは消耗品ですね。石灰だとかトイレの消耗品、こういったもので予算を計上してあるわけですが、実際にはそこまで使用がなかったということで、減額しております。

それと整備用資材、こちらは砂等ですね。これも野球場の状況に応じて砂を入れることを行っておりますが、今年度については特に必要がなかったということで執行しませんでしたので、減額いたします。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 3回目です。これで終わりにします。

予算については、野球場の修理に関しては、これから予算委員会がありますから、そのときの総括質疑でやるかも分かりません。

石橋課長、これで最後ですからね。道の駅が、当初は増築、PAができるために全部大きくするというので、14億の予算は大方ですが、2億増えて16億、その歳入

予算の計画はできているわけなんですか。16億くらいの。

それと、4 ページ、地方債のところを見てみますと、私の間違いかもしれませんが、補正前で道の駅改修事業債で、10億のところが今度、改正後は12億になっていますよね。これは道の駅の改修のための地方債を予定しているわけなんですか。

まず、予算計画は、16億の予算計画はできているのか。それと、この地方債に関しての説明、これで終わりにします。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

まず、予算計画というお話がございました。こちらは補正予算書の44ページにも、継続費の内容というのが記載されているわけですが、こちらで、まず建築の部分についてご覧いただきますと、額面については、先ほどの変更の内容が総額のところ、記載があるわけですが、建築6億3,000万、土木10億円というような金額で、国・県支出金ということで金額がございました。

建築については、デジタル田園都市国家構想交付金、こちらを見込んでおります。2億円というような額面で見込んでおります。

土木費につきましては、社会資本整備総合交付金、こちらを5億800万円で見込んでおります。

これは実際、予算の取り方というところにもなってくるわけですが、建築の部分の地方債で1億8,000万という記載があるかと思います。こちらは、国の補正予算の採択を取りに行くことで、補正予算計上をする実際、時期的には来年の3月議会で審議いただくような内容になるかと思うんですけど、その補正予算を取ることで、有利な起債、補正予算債が取れるようになります。こちらについては、交付税が2分の1措置されるものでございます。

それで、地方債のほうで土木のほう、2億2,300万の起債があるかと思いますが、こちらが公共事業等債、こちらもこの金額、50%が交付税措置されるものとなります。

その他ということで、公共施設整備基金等を見込むような予算の措置にはなっておりますけれども、残った額面については、NAAさんのほうとできるだけ支弁いただけるようにということで協議といいますか、お願いを進めているような状況です。

続きまして、8 ページの道の駅改修事業債、こちらのご説明をさせていただきます。

補正前が1億6,800万、補正後が1億2,000万という起債があるかと思います。こちらは、先ほどお話しさせていただきました公共事業等債ということで、補助金の残額の90%充当で、交付税措置50%というような内容のものです。

この１億6,800万という当初の金額なんですけれども、こちらは予算の中で、造成工事とボックスの設置工事、この部分の工事費を基に算出した金額となっております。それで、補正後の１億2,000万という金額なんですけれども、実際、最終的には国庫金が１億7,000万ついたような形です。その補助裏ということで計算し直した金額というのが１億2,000万というような額面になりますので、当初の見積りよりも、国庫金の額、実際に国庫金、支払われる額から算出した額のほうが大きくなっていたというような結果です。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第11 議案第9号 令和5年度神崎町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高柳 智君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。議場の時計で13時、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時57分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時00分）

○議長（高柳 智君） ここで、石井保健福祉課長の発言を許します。

石井保健福祉課長。

○保健福祉課長（石井 達矢君） 午前中の議案第3号の質疑の中で、池田議員より、香取郡市医師会の加盟会員数に関するご質問の回答がまだできておりませんでしたので、回答させていただきます。

香取郡市医師会に加盟している医療機関の数は、66医療機関が現在、加盟しているということでございます。

以上です。

◎日程第 1 2 議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第12 議案第10号 令和5年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第10号 令和5年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,865万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものとして、1款、国民健康保険税では、被保険者数の減少により、2,650万円の減額を見ました。

5款、県支出金では、保険給付費等交付金を77万6,000円減額いたします。

7款、繰入金では、歳入歳出の実績を踏まえ、一般会計繰入金を368万円減額し、国民健康保険財政調整基金繰入金を2,194万円増額いたします。

9款、諸収入では、延滞金を100万円増額いたします。

歳出の主なものは、3款、国民健康保険事業費納付金では、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分について、合計722万4,000円を減額いたします。

5款、保健事業では、特定健診委託料を107万6,000円減額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第12 議案第10号 令和5年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 11 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第13 議案第11号 令和5年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第11号 令和5年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ558万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,400万円とするものです。

その予算の概要を申し上げます。

歳入につきまして、保険給付費の減額に伴い、2款、支払い基金交付金、介護給付費交付金として135万円、3款、国庫支出金、介護給付費負担金150万円、調整交付金25万円を減額いたします。4款、県支出金では、介護給付費負担金を12万5,000円、6款、繰入金では、一般会計繰入金から介護給付費繰入金62万5,000円、県職員給付費等繰入金58万円を減額し、介護保険財政調整基金繰入金についても115万円減額します。

歳出につきましては、1款、総務費では、職員手当等58万円を減額いたします。2款、保険給付費では、高額介護サービス等費を合計500万円減額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第13 議案第11号 令和5年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第14 議案第12号 令和5年度神崎町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第12号 令和5年度神崎町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、圏央道パーキングエリア設置工事及び道の駅建設工事の工程変更に伴い、配水管布設工事費用などの補正予算であります。

補正予算額は、工事費用として、資本的支出の建設改良費897万3,000円を減額し、消火栓設置負担金として、資本的収入の負担金102万2,000円を減額いたします。また、工事に伴う消費税申告額として、収益的支出の営業外費用81万6,000円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第14 議案第12号 令和5年度神崎町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 1 3 号～日程第 1 9 議案第 1 7 号の一括上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第15 議案第13号 令和6年度神崎町一般会計予算、日程

第16 議案第14号 令和6年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算、日程第17 議案第15号 令和6年度神崎町介護保険事業特別会計予算、日程第18 議案第16号 令和6年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算、日程第19 議案第17号 令和6年度神崎町水道事業会計予算を一括議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第13号から議案第17号までの令和6年度当初予算案につきまして、ご説明申し上げます。

令和6年度の見通しにつきましては、景気は緩やかに回復しているとされていますが、先行きについては、世界的な金融引締めに伴う影響や経済の先行き懸念など、海外景気の下振れにより、景気が下押しされるリスクがあり、物価上昇、金融市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要があるとされております。町財政を取り巻く日本経済の先行きは、楽観視できるものではございません。

こういった中、新年度予算の基本方針につきましては、次のとおりとなっております。

神崎町第5次総合計画・前期基本計画の着実な推進を図るため、事業の効果、優先度、重要性を十分検討すること、計画推進の継続性が重要であることから、確保できる財源に応じた予算規模とすること、予算配分の硬直化を防ぐ観点から、前年同様、ゼロベース積み上げ方式とし、物価高騰の影響による厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、真に必要な経費を精査すること、これらを基本的な考えといたしまして、当初予算を編成したところでございます。

令和6年度一般会計の予算総額は33億2,500万円で、前年度に対し1,500万円、0.5%の増となりました。この増額については、道の駅改修事業や町道成田神崎線の整備事業の継続に加え、会計年度任用職員の勤勉手当等の人件費や、自治体情報システムの標準化・共通化等に係る委託料などの増額が主な要因でございます。

なお、事業予算の財源対策につきましては、財政調整基金からの繰入れを計上するほか、必要に応じた財源措置のある地方債の発行を行い、予算執行段階においても、歳出削減と歳入確保に努めてまいります。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

町税は、6億7,720万3,000円で、前年度に対し1.6%の減となりました。国の定額

減税により、住民税の減収が見込まれ、全体として1,079万8,000円の減を見込んでおります。

なお、歳入総額に占める町税の割合は20.4%となっております。

地方交付税は、令和5年度実績に基づき、100万円を増額し、10億3,500万円と見込みました。

国庫支出金は、4億4,993万6,000円で、前年度に対し10.8%の増となりました。これは、自治体情報システムの標準化・共通化に係るデジタル基盤改革支援補助金や地方創生臨時交付金が増加するためであります。

繰入金のうち、財政調整基金については、道の駅改修事業に係る建築工事の事業費の減により、4,203万4,000円減の3億111万9,000円を計上し、公共施設整備基金については、神崎ふれあいプラザ保健福祉館の空調機改修工事のため、5,387万円を計上いたしました。

町債の発行は、臨時財政対策債のほか、道の駅改修事業債や、神崎川護岸整備事業債等の借入れが増加することにより、1億8,480万円となりました。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費には4,811万8,000円を計上いたしました。

総務費には6億4,606万4,000円を計上いたしました。町制70周年記念町勢要覧作成業務や、移住・定住者支援事業を実施するほか、神崎ふれあいプラザ空調機器改修工事の費用を計上しております。

民生費には8億8,795万円を計上いたしました。高齢者福祉関係では、福祉タクシー利用助成事業や敬老祝い事業を引き続き計上しております。児童福祉関係では、出産・子育て応援給付金や子育て支援給付金を継続していくほか、地方創生臨時交付金を財源とする、こども商品券事業を計上しております。

衛生費には、2億6,297万3,000円を計上いたしました。子ども医療費助成につきましては、高校生までを対象とし、新年度も継続してまいります。

農林水産業費には、1億6,257万6,000円を計上いたしました。農業関係では、オーガニック推進事業として236万5,000円を計上し、担い手育成支援事業や水田自給力向上対策事業などについて、引き続き予算措置しております。

商工費には、1,394万6,000円を計上いたしました。酒蔵まつりや道の駅ハロウィン&花火事業への補助金などの観光イベントに関する経費を計上いたしました。

土木費には、6億7,053万9,000円を計上いたしました。道の駅改修事業につきましては、土木工事に係る経費を計上しております。また、道路の新設改良事業としまし

ては、3路線、成田神崎線、神宿松崎線、毛成堀籠線となります。いずれも重要な路線として位置づけをしており、国庫補助金の活用を見込んでいるところであります。

消防費には、1億5,508万9,000円を計上いたしました。小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新を行うほか、自主防災組織への助成事業を実施いたします。

教育費には、2億7,459万8,000円を計上いたしました。小学校の教科書改訂に伴う指導書の購入や、ICT支援事業として、小学校2校に電子黒板を導入するほか、秋開催のスポーツ行事として、ウオークラリー事業を計上いたします。また、学校給食費につきましても、引き続き完全無償化としております。

公債費は、地方債の元利償還金1億8,812万4,000円を計上いたしました。前年度に対し9.7%の減となっております。

なお、給与費関連の予算につきましては、全体で7.9%の増となりました。主な要因は、会計年度任用職員への勤勉手当が支給可能になったため、勤勉手当と、それに伴う共済費が増加したことによるものでございます。

次に、特別会計及び公営企業会計につきまして、概要を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、予算総額が7億2,300万円で、前年度に対し1.4%の減となりました。これは、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化の開始から6年が経過し、その実績を踏まえ、国民健康保険事業費納付金などの減を見込んだことによるものであります。

また、法定外繰入金は、前年度と同様、計上しておりません。

介護保険事業特別会計は、予算総額が6億9,900万円で、前年度に対し2.1%の増となりました。介護サービスの利用者の近年の実績を踏まえ、増額の計上をいたしました。また、地域支援事業では、地域包括支援センターが介護予防及び高齢者への総合的な支援を行います。

後期高齢者医療特別会計は、予算総額は1億220万円で、前年度に対し5.4%の増となりました。高齢化の進展に伴い、被保険者が増加し、保険料が増額することにより、広域連合への納付金が増額となっております。

水道事業会計は、経常的収支である収益的収入が2億2,273万8,000円、収益的支出が2億1,723万7,000円です。また、投資的収支である資本的収入が145万5,000円、資本的支出が6,276万3,000円となっております。

以上、要点のみを申し上げますが、詳細につきましては、質疑の際に担当課長からご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） 議案第13号から議案第17号の審議はこれまでにとどめ、明日6日に総務文教常任委員会、7日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ審査を行い、14日の会議で質疑、討論、採決を行います。

◎散会の宣告

○議長（高柳 智君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は14日午前10時から会議を再開します。長時間お疲れさまでございました。

（午後1時39分）